

「ジョブナビとくしま機能強化業務」企業提案募集要領

1 本要領の目的

就職支援情報サイト「ジョブナビとくしま」を改修し、年齢やステージに合わせた「就職支援情報の訴求」及び県内企業とのスムーズな「接点形成」を強化することで、若者・求職者の県内就職、企業の人材確保及び就職後のミスマッチ防止を支援することを目的とし、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

2 業務概要

(1) 業務名

ジョブナビとくしま機能強化業務

(2) 業務実施形態

委託事業

(3) 委託業務の内容

別添「ジョブナビとくしま機能強化業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(5) 見積限度額

本業務の見積限度額は10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、上記金額は予算額の上限であって契約額ではないので留意すること。

3 委託契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4 応募資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であることを条件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 県税及び国税の未納がないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (5) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (6) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

5 応募方法の手続き等

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書の提出

提出書類（各 1 部提出）

- ア 企画提案参加申込書（様式第 1 号）
- イ 共同体構成員届出書（様式第 2 号）（共同体で参加する場合は必要）
- ウ 共同体協定書（様式第 3 号）（共同体で参加する場合は必要）
- エ 共同体委任状（様式第 4 号）（共同体で参加する場合は必要）

提出期限

令和 7 年 8 月 2 2 日（金）午後 5 時まで（必着）

(2) 企画提案書の提出

提出書類（各 6 部提出）※コピーが容易な場合は各 1 部の提出でも可。

- ア 企画提案書（様式第 5 号）
- イ 積算書（様式第 6 号）
- ウ 総括責任者・運営管理体制（様式第 7 号）
- エ その他の添付資料
 - ・法人登記簿謄本（法人格を有しない場合は、これに類するもの）
 - ・定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は、これに類するもの）
 - ・直近の決算書又はこれに類する書類
 - ・企業等の概要が分かる資料（パンフレット等）

提出期限

令和 7 年 8 月 2 6 日（火）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送または電子メールにより提出すること。

ア 持参又は郵送の場合

企画提案書は両面印刷とし、カラーを使用する場合は 6 部ともカラーとすること。

郵送については、特定記録を利用するなど、差し出しの記録が残るようにすること。

イ 電子メールにより提出する場合（紙媒体の提出は不要）

電子メールの件名は「プロポーザル企画提案書（事業者名）」とし、添付ファイルの形式は P D F 形式とすること。電子メールの送信後、（4）提出先まで、送信・受付確認の電話をすること。

なお、メール一通当たりの容量が 2 0 M B を超える場合は、データを分割して送信するか、徳島県オンラインストレージサービスの利用を推奨する。徳島

県オンラインストレージサービスを利用する場合は、事前に送受信テストが必要となる場合があるため、提出期限の前日午後5時までに申し出ること。

(4) 提出先

徳島県生活環境部労働雇用政策課雇用促進戦略担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電子メール roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

電 話 088-621-2348

6 プロポーザルの応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となり、県からその旨を通知する。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 応募資格の要件を満たしていない場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 見積金額が見積限度額以上であった場合

オ 本公募要項に違反すると認められる場合

カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合

キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

ア 参加申込みに要する費用は、応募者の負担とする。

イ 応募書類の提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。

ウ 提出された企画提案書等の書類は理由のいかんを問わず返却しない。

エ 企画提案に応募した事業所名等は公表する場合がある。

オ 人件費等経費の積算に当たっては、地域の水準等を踏まえ適正な価格で積算すること。

カ 事業で得た財産及び成果物等に係る権利は、徳島県に帰属する。

7 応募書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和7年8月20日（水）午後5時まで（必着）

(2) 質問の提出

質問は、質問票（様式第8号）により行うものとし、質問票に記載の宛先まで電子メールにより送付するものとする。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

各応募者からの質問事項のうち、重要と判断した事項については、令和7年8

月 21 日（木）までに応募者全員に電子メールにより回答する。

8 審査方法等

- (1) 応募書類の評価（採点）は、提出された企画提案書等について、別に設置する業者選定委員会が行う。業者選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。
- (2) 応募書類の評価（採点）は、企画提案書等による書面審査もしくは提案者によるプレゼンテーションにより行う。詳細については提案者に別途、通知する。
- (3) 選定基準

次の項目について、あらかじめ定められた選定基準に基づき、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。

実施体制	業務実施体制
	実績・ノウハウ
提案内容	取組方針
	サイト改修全体の企画
	サーバー環境・サイト構築
	機能開発
経費の妥当性	

- (4) 結果の通知
審査結果は、審査を受けた応募者の全てに対し、文書により通知するとともに、結果を県のホームページにて公表する。
- (5) 審査の結果、適切な事業者がない時は、委託事業者なしとした上で再募集を行う。
- (6) 提案者が 1 者であった場合の取扱い
提案者が 1 者であった場合は、その提案内容を業者選定委員会において評価した上で、採否を決定する。

9 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、5 の（2）に示す提出期限までに、応募辞退届（様式第 9 号）を提出すること。

10 契約の締結

- (1) 徳島県と最優秀提案者は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき契約を締結する。
なお、最優秀提案者との協議が整わなかった場合、次点提案者と協議を行うものとする。
- (2) 経理処理は他に行っている事業と明確に区分し、会計関係の帳簿及び証拠書類は事業が終了した年度の終了後 5 年間保存すること。

- (3) 県から事業の実施状況について報告を求められた場合には、速やかに回答すること。
- (4) 事業終了後は、事業の実施内容、事業に要した経費及びその内訳を含む実績報告書書を提出すること。

11 委託料の支払

委託料の支払時期、金額、支払方法等は契約で定める。

なお、委託料は前払をできるものとする。前払の額は、契約の内容に応じて県が決定する。

12 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、または、請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、徳島県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (3) 受託者が委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。

13 スケジュール

令和7年8月 8日（金）	公募手続開始
令和7年8月20日（水）午後5時	質問票の提出締切
令和7年8月22日（金）午後5時	企画提案参加申込書の提出締切
令和7年8月26日（火）午後5時	企画提案書等提出締切
令和7年8月下旬から9月上旬	受託者選定委員会・選定結果通知・ 契約締結

14 書類提出先及び問合せ先

徳島県生活環境部労働雇用政策課 雇用促進戦略担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電 話 088-621-2348

ファクシミリ 088-621-2852

メールアドレス roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp